

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 安中市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家の活用支援事業	助成	安中市空家リフォーム事業費補助金	誰でも気軽に集まり交流することで、支え合う地域づくりの推進を図るため、その交流の場として空き家を利用する場合に、リフォーム費用の一部を補助する。 リフォーム工事の対象となる工事は ①着工前の工事 ②市内施工業者が行う工事 ③令和6年3月31日までに完了する工事 等である。	対象となる建築物 ①市内にある建築物 ②申請日に空き家である ③戸建て住宅(賃貸戸建て、併用住宅も含む) ④過去にこの制度や、ほかの制度から補助を受けていない ⑤国や市が所有している建築物でない ⑥公会堂や集会所でない ⑦登記がしてある(敷地も含む) ⑧抵当権が設定されていない(敷地も含む) ⑨建築基準法に違反していない 対象者、対象団体 ①建築物の所有者(二親等以内の親族を含む)もしくは、賃貸や購入する人、団体 ②過去にこの制度や、ほかの制度から補助を受けていない ③市税を完納している ④営利目的でない ⑤暴力団との関係がない ⑥リフォーム完了後、すぐに活動を始められる ⑦活動を5年以上続けられる ⑧事例として紹介されることに同意いただける ⑨ほかに権利者がいる場合、その同意を得られる	対象工事の1/2 限度150万円			工事着工前	予算の範囲内	まちづくり部 建築住宅課	027-382-1111 (内線1253)	https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/machidukuri/akiya-reform2.html	
老朽空き家等対策事業	助成	安中市空家除却費補助金	地域の良好な景観を守り、安全で安心な暮らしを送るため、自発的に空き家を除却(解体)する人にその費用の一部を補助する。 除却工事の対象となる工事は ①着工前の工事 ②市内施工業者が行う工事 ③空き家の全てを解体する工事 ④令和6年3月31日までに完了する工事 等である。	①空き家(建物)の所有者、所有者の法定相続人、その他空き家を処分する権限を有する人 ②空き家(建物)の共有者がいる場合、全員から解体の同意を得ている人 ③市税を完納している人 ④暴力団との関係がない人(家族も含む)	対象工事の1/2 限度30万円			工事着工前	予算の範囲内	まちづくり部 建築住宅課	027-382-1111 (内線1253)	https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/machidukuri/akyaiyokuyaku31.html	
その他	助成	安中市空家等バンク登録物件リフォーム等補助金	空き家バンクを利用する物件に限定する。 リフォーム工事補助金 ①市内施工業者が行うこと ②建物の居住部分に関するものであること ③補助金交付決定日以降に着工したものであること ④建築基準法等に違反しない工事であること ⑤補助金交付決定日が属する年度内に完了する工事であること 家財処分補助金 ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定によってなされた一般廃棄物処理業の許可を受けている市内の業者に委託するもの又は登録空家等の所有者等若しくは当該登録空家等の取得等をする者が自ら碓氷川クリーンセンターに搬入するものであること ②建物の居住部分に放置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財の処分であること ③処分に係る経費が5万円以上であるものであること ④補助金交付決定日が属する年度内に完了するものであること ⑤補助金交付決定日以降に着工したものであること	①登録空家等の取得等に関わる契約の締結をしていること ②法人でないこと ③市税を完納していること ④登録空家等の取得等に関わる契約の相手が3親等以内の親族でないこと ⑤安中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと ⑥過去においてこの告示による補助金の交付を受けていないこと	リフォーム工事補助金 対象工事の1/2 限度20万円 家財処分補助金 対象工事の1/2 限度10万円			工事着工前	予算の範囲内	まちづくり部 建築住宅課	027-382-1111 (内線1253)	https://www.city.annaka.lg.jp/annakabiyori/guide/	リフォーム工事補助金と家財処分補助金は選択式であり、当該空き家に利用可能な補助金は左記のうちいずれか1つである。